

わかりやすい版 (概要)

おおさかししょう しゃしえんけいかく
大阪市障がい者支援計画・

だい きしょう ふくしけいかく
第5期障がい福祉計画・

だい きしょう じふくしけいかく
第1期障がい児福祉計画

あん
(案)

へいせい ねん がつ
平成 年 月

大阪市のロゴマークと「大阪市」

各ページに音声コードをつけています。
音声コードの専用の機械を使って、内容を聞くことができます。
音声コードはQRコードではありません。

もくじ 目次

だい しょう けいかく 第1章 計画のこと 1

1 けいかく つくる りゆう 計画をつくる理由 1

2 けいかく かんが かた 計画の考え方 2

(1) けいかく 計画について 2

(2) けいかく かんが かた 計画の考え方 3

(3) けいかく すす かた 計画の進め方 3

だい しょう おおさかし 第2章 大阪市が していくこと 4

1 しょう ひと ひと いっしょ せいかつ 障がいのある人も ない人も 一緒に生活するために してい くこと 4

(1) しょう ただ し 障がいについて 正しく 知ってもらえるようにします 4

(2) しょう ひと じょうほう し つた 障がいのある人に 情報 (知っていること) を伝えます 4

2 ちいき す 地域で 住むことができるように していくこと 5

(1) しょう ひと けんり まち そうだん 障がいのある人の 権利を守り、相談できるようにします 5

(2) しょう ひと ふくし ふ 障がいのある人の 福祉サービスなどを 増やします 6

(3) 障しょうがいのある人ひとのスポーツや文化活動ぶんかかつどうなどを進すすめます..... 7

3 施設しせつをはなれた生活せいかつに移うつれるようにしていくこと..... 8

(1) 施設しせつで生活せいかつしている人ひとが施設しせつをはなれて生活せいかつできるように手伝てつだいます..... 8

(2) 精神科病院せいしんかびょういんに入にゅういん院いんしている人ひとが退院たいいんできるように手伝てつだいます..... 8

4 地域ちいきで学まなび・働はたらくためにしていくこと..... 9

(1) 障しょうがいのあるこども一人ひとりひとりに合あった保ほい育いく・教きょう育いくをしていきます..... 9

(2) 障しょうがいのある人ひとが働はたらきやすくします..... 10

5 住すみよい環かん境きょうづくりのためにしていくこと..... 11

(1) 障しょうがいのある人ひとが使つかいやすくしていきます..... 11

(2) 障しょうがいのある人ひとの防ぼう災さいや防ぼう犯はんをしていきます..... 12

6 地域ちいきで安あん心しんして暮くらすためにしていくこと..... 13

(1) 障しょうがいのある人ひとの保ほ健けんや医い療りょうなどを受うけやすくします..... 13

第3章 目だ標いと福ふ祉くサさービしスの見み込こみ..... 14

1 目も標くひょう..... 14

2 福ふ祉くサさービしスの見み込こみ..... 16

だい しょう けいかく 第1章 計画のこと

1 けいかく りゆう 計画をつくる理由

- ◆ にほん しょう しょう けいかく ひと けんり まち じぶん ちから くに
日本では、障がいのある人の権利を守ったり、自分の力で暮らせるように
いろいろなやくそくやほうりつをつくってきました。
- ◆ おおさかし しょうわ ねんど しょう ひと けいかく
大阪市では、1983（昭和58）年度に障がいのある人のための計画をつく
り、すすめてきました。
- ◆ 2006（へいせい 18）ねん には、こくれん しょう ひと けんり まち
2006（平成18）年には、国連で、障がいのある人の権利を守るために
「しょうがいしゃけんりじょうやく やくそく き
「障害者権利条約」という約束が決められました。
- ◆ にほん ほうりつ へいせい ねん しょうがいしゃけんりじょうやく
日本でもいろいろな法律をつくり、2014（平成26）年に「障害者権利条約」
というやくそくをせかいのくにしました。
- ◆ このようにせかいのくににほん しょう ひと やくそく ほうりつ
このように世界の国や日本では、障がいのある人のための約束や法律が
おおか大きく変わりました。
- ◆ おおさかし やくそく ほうりつ おおか しょう ひと す
大阪市では約束や法律が大きく変わっても、障がいのある人が住んでいる
ところでじぶんちからせいかつ
ところで自分の力で生活できるようにしてきました。
- ◆ しょう ひと ひと ちいき いっしょ くに しゃかい
障がいのある人もない人も地域で一緒に暮らすことができる社会にする
ために、このあたらしいけいかく
ために、この新しい計画をつくりました。

2 計画の考え方

(1) 計画について

◆ この計画は、3つの計画を 1つに まとめています。

① 大阪市 障がい者支援計画

- ・ 2018 (平成30) 年度から 2023 (平成35) 年度までの 6年間にすることを 書いています。
- ・ この計画をつくることは、「障害者基本法」という法律で 決まっています。

② 第5期大阪市 障がい福祉計画

- ・ 2018 (平成30) 年度から 2020 (平成32) 年度までの 3年間にすることを 書いています。
- ・ この計画をつくることは、「障害者総合支援法」という法律で 決まっています。

③ 第1期大阪市 障がい児福祉計画

- ・ 2018 (平成30) 年度から 2020 (平成32) 年度までの 3年間にすることを 書いています。
- ・ 「児童福祉法」という法律が変わって、この計画をつくることが 決まりました。

(2) 計画の考え方

- ◆ 「障害者基本法」という法律に、「障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にされるものです。それぞれの違いを知って、一緒に暮らす社会を めざします」ということが 書いてあります。
- ◆ 大阪市では、「障害者基本法」という法律に書いてあることを 大事にしなが
ら、次の3つのことを していきます。
 - ① 障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にします。
 - ② 障がいのある人が、いろいろな活動ができるよう 手伝います。
 - ③ 障がいのある人が、住んでいるところで 自分の力で生活できるよう 手伝います。

(3) 計画の進め方

- ① 障がいのある人の生活を 手伝うために 大阪市を よくしていきます。
- ② こどもから大人まで、障がいのある人の一生を 途切れないうで 手伝うよう
にします。
- ③ 障がいの状 況は それぞれ違います。それぞれに合った方法で 手伝うこと
ができるようにします。
- ④ 障がいのある人への 差別をなくして、権利を守ります。
- ⑤ 障がいのある人を手伝う人への勉強会を たくさんしていきます。
- ⑥ 大阪市を住みやすくするために 障がいのある人の 生活の様子や 必要な
ことを 調べます。

第2章 大阪市が していくこと

1 障がいのある人も ない人も 一緒に生活するために していくこと

(1) 障がいについて 正しく 知ってもらえるようにします



- ◆ 障がいのある人への 差別や偏見は、今でも いろいろなところで 見られます。市民の皆さんに、障がいのことを 正しく知ってもらうことが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ パンフレットやホームページなどで、障がいのある人のことを 正しく伝えます。
- ◇ 学校で こどもたちが 人権や福祉の大切さを 学べるようにします。

(2) 障がいのある人に 情報（知っていること）を伝えます

- ◆ 話したり、聞いたりすることや 情報（知っていること）を 集めることは、地域で生活するために 大事なことです。そのため、障がいがあることで 話したり、聞いたりすることが 難しい人たちへの手伝いが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 利用できるサービスなどを、わかりやすく 伝えます。
- ◇ 2016（平成28）年1月に 「大阪市 ころろを結ぶ 手話言語条例」をつくりました。手話は言葉です。大阪市では、手話が 必要な人を 手伝います。

2 地域で 住むことができるように していくこと

(1) 障がいのある人の 権利を守り、相談できるようにします

- ◆ 障がいのある人が、利用したい福祉サービスを 自分で決めるということが 大切です。

そのため、サービス利用を手伝うことや 権利を守ることが 必要です。

- ◆ 障がいのある人が 年をとったり、たくさんの手伝いが 必要になっています。

そのため、たくさん相談できるところが 必要です。

- ◆ 「障害者差別解消法」の考え方は 大事なことです。

障がいを理由とした差別を なくすため、関係している 人たちが 一緒になってすることが 必要です。



- ◆ 障がいのある人への虐待を 早く見つけたり、防ぐために 関係している人 たちが 力をあわせることが 必要です。

【大阪がすること（主なもの）】

- ◇ 住んでいるところで 安心して 生活できるようにします。

そのため、自分で決めることが 難しい人を 関係している人たちが 一緒になって手伝います。

- ◇ 福祉サービス利用の手伝いや、生活のお金を管理する「あんしんサポート事業」をします。

- ◇ 「各区障がい者基幹相談支援センター」で、いろいろな相談ができるようにします。

- ◇ 「相談支援事業者」を増やして、相談しやすくします。

- ◇ 「^{しちいきじりつしえんきょうぎかい}市地域自立支援協議会」というグループと^{ちから}力をあわせて、「^{かくくちいき}各区地域自立支援協議会」というグループを よくしていきます。
- ◇ ^{しょう}障がいを理由とする^{さべつ}差別を^{そうだん}相談する^{ばしょ}場所で ^{ただ}正しい^{そうだん}相談ができるよう
な^{べんきょうかい}勉強会を ^{しよくいん}職員にします。
- ◇ ^{しょう}障がいを理由とする^{さべつ}差別を ^{なくす}なくすために、^{おおさかし}大阪で ^{じょうれい}条例（^{おおさかし}大阪市だ
^{ほりつ}けの法律）をつくることを ^{かんが}考えます。
- ◇ ^{ぎゃくたい}虐待を防いだり、^{はや}早く^み見つけることが ^{できる}できるよう、^{しみん}市民の^{みな}皆さんへ
^{ぎゃくたいぼうし}虐待防止のことを ^{つた}伝えます。
- ◇ 「^{ぎゃくたいぼうしれんらくかいぎ}虐待防止連絡会議」を開いて ^{ひら}関係している^{ひと}人たちで
^{ちから}力をあわせます。



(2) ^{しょう}障がいのある^{ひと}人の^{ふくし}福祉サービスなどを ^ふ増やします

- ◆ 「^{しょうがいしゃそうごうしえんほう}障害者総合支援法」という^{ほりつ}法律と 「^{じどうふくしほう}児童福祉法」という^{ほりつ}法律が変わり、
2018（^{へいせい}平成30）年4月から ^{あた}新しい^{ふくし}福祉サービスが ^{はじ}はじまります。
- ◆ ^{あんしん}安心して サービスを^{りよう}利用できる^{りよう}ように、また、^{わか}わかりやすい
^{せいど}制度になる^くように、^{くに}国へ^い言う^{ひつよう}ことが ^{ひつ}必要です。
- ◆ ^{せいど}制度が^か変わっても、^{きちん}きちんと サービスを^{りよう}利用できる^{りよう}ように
^ししていく^{ひつ}必要^あがあります。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がい福祉サービスが より良くなるよう、国へ言っています。
- ◇ 障がいのある人が一緒に生活する 「グループホーム」が増えるようにします。
- ◇ 保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの 関係している人たちが話し合いをして、医療的ケアの必要な 障がいのあるこどもを手伝います。

(3) 障がいのある人の スポーツや文化活動などを 進めます

- ◆ 「東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」等があります。この盛り上がりきっかけに、障がいのある人も ない人も スポーツと一緒に楽しめるようにすることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がいのある人の スポーツを始めるきっかけを つくります。
- ◇ 市民の皆さんに 障がい者スポーツのことを 知らせます。
- ◇ 住んでいるところで スポーツ・文化活動ができるように していきます。



3 施設をはなれた生活に移れるようにしていくこと

(1) 施設で生活している人が施設をはなれて生活できるように手伝います

- ◆ 障がいのある人が施設をはなれてみんなで一緒に暮らすために、生活を手伝える方法がたくさん必要です。
- ◆ 施設で生活している人がよく知っているところで暮らしたいと思う気持ちを大切に、安心してよく知っているところで暮らすということが必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 施設で生活している人の思っている暮らしを調べます。
そして、それぞれに合った暮らしができるように一緒に考えます。
- ◇ 施設で生活している人に施設をはなれた暮らしについて知ってもらいます。そのため、いろいろな経験ができるようにします。
(施設の外へ出かける、グループホームに泊まるなど)
- ◇ グループホームなどの住む場所をつくります。
また、施設をはなれて生活することができるサービスを増やします。

(2) 精神科病院に入院している人が退院できるように手伝います

- ◆ 精神科病院での生活が長くなると、退院することが心配になります。
そのため、いろいろな手伝いが必要になります。
- ◆ 地域で暮らし続けられるよう、生活を手伝えるサービスがたくさん必要です。



- ◆ いろいろな人たち（保健・医療・福祉に関係している人たちが）が 一緒になって 手伝うことが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 大阪市外の精神科病院に 入院している人が 多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と 一緒になって 手伝います。
- ◇ ピアサポーターと一緒に 退院ができるように 手伝います。
- ◇ いろいろな人たち（保健・医療・福祉に関係している人たちが）が 話し合いをして、地域で暮らし続けられるように 手伝います。

4 地域で 学び・働くために していくこと



(1) 障がいのあるこども 一人ひとりに合った 保育・教育を していきます

- ◆ 大阪市では、障がいのあるこどもと 障がいのないこどもが 「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」をしています。
- ◆ みんなが 障がいを正しく知って、障がいのあるこどもが 住んでいるところで 学びやすくすることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がいのあるこどもと 障がいのないこどもが、住んでいるところで 共に育つ保育・教育を していきます。
- ◇ 障がいのあるこども 一人ひとりに合った 教育となるよう、関係している人たちが 一緒になって 考えます。

◇ 学校を卒業した後も 関係している人たちが手伝うようにします。そのため、一人ひとりに合わせて 将来のことを一緒に考えていきます。

◇ 図書館といった みんなで使う建物を、障がいのある人が 利用しやすくなるようにします。

◇ 障がいのあるこどもの 放課後（学校が終わった後の時間）などの過ごし方が よくなるように考えます。



◇ 教職員（先生）が 障がいのある人のことを 正しく知るようになります。そのため、勉強会をたくさんします。

(2) 障がいのある人が 働きやすくします

◆ 「障害者雇用促進法」という法律が変わって、障がいのある人の 働く人の数は 増えています。

しかし、仕事をやめる人も多く、長く働き続けるための手伝いが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

◇ 物を買うときや 作業をお願いするときは、できるだけ 障がい者福祉施設などに お願いします。

◇ 障がいのある人が 働き続けられるようにします。

そのため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係している人たちが 一緒になって 仕事と生活を手伝います。

◇ 一人ひとりの障がいに合わせて 仕事ができるように手伝います。そのため、「就労移行支援事業者」への勉強会をたくさんします。



5 ^す ^{かんきょう} 住みよい 環境づくりのために していくこと

(1) ^{しょう} ^{ひと} 障がいのある人が ^{つか} 使いやすくしていきます

- ◆ ^{おおさかし} 大阪市では 「^{おおさかし} 大阪市 ^{ひと} ひとにやさしい ^{まちづくり} まちづくり ^{せいびようこう} 整備要綱」をつくって、^{たてもの} 建物 ^{つか} を使いやすくしています。
- ◆ ^{しえいこうつう} ^{ちかてつ} ^し 市営交通（地下鉄・市バス）を、^{おおさかし} ^{みんかんがいしゃ} 大阪市から民間会社に ^{ねが} ^{あと} ^{あんぜん} お願いした後も、^{つか} 安全のことや 使いやすくすることを ^い ^{ひつよう} 言っていく必要があります。
- ◆ ^{しょう} ^{ひと} 障がいのある人が、^{あんしん} 安心して ^く 暮らすことができるよう ^{グループホーム} グループホームなどが ^ふ 増えていくことが ^{ひつよう} 必要です。



【^{おおさかし} ^{おも} 大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ ^{おおさかし} 「大阪市 ^{ひと} ひとにやさしい ^{まちづくり} まちづくり ^{せいびようこう} 整備要綱」や「^{しょうがいしゃさべつ} 障害者差別 ^{かいしょうほう} 解消法」の ^{かんが} ^{かた} ^{だいじ} 考え方を 大事にします。
そして、^{おおさかし} ^{たてもの} 大阪市の建物や ^{ひと} ^{りよう} たくさんの人が利用する建物を、^{たてもの} ^{みんなが} みんなが ^{つか} 使いやすいようにします。
- ◇ ^{しえいこうつう} ^{ちかてつ} ^し 市営交通（地下鉄・市バス）を ^{ねが} ^{あと} ^{あんぜん} お願いした後も、^{つか} 安全のことや 使いやすくすることを ^い 言っていきます。
- ◇ また、^{ほか} ^{でんしゃ} ^{うご} 他の電車を動かしている会社にも、^{かいしゃ} エレベーターや ^{えき} ^{つか} 駅が使いやすい ^い なるように 言っていきます。
- ◇ ^{グループホーム} グループホームは、^{しょう} ^{ひと} 障がいのある人にとって ^{ひつよう} ^す 必要な「住まい」です。
そのため、これからも ^ふ 増やしていきます。



(2) 障がいのある人の防災や防犯を していきます

- ◆ 手伝いが必要な人を 知っておくことや 避難所で手伝えること、食べ物や薬などを 準備しておくことなど、防災対策を進めることが 必要です。

- ◆ 障がいのある人が 安全で 安心して暮らせるようにしていくことが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 個人情報（住所や名前など）が外に出ないように 気をつけて 手伝いが必要な人を 調べておきます。

また、逃げることを手伝える計画を つくります。

- ◇ 逃げた後の 医療・保健・福祉サービスの 準備をします。

また、逃げた後の生活で必要となる 食べ物や薬などを 準備しておきます。



- ◇ 障がいのある人を 犯罪から守り、安全で安心に 住むことができるようにします。



6 ^{ち い き} ^{あんしん} ^く 地域で安心して暮らすために していくこと

(1) ^{しょう} ^{ひと} ^{ほけん} ^{いりょう} ^う 障がいのある人の 保健や 医療などを 受けやすくします

- ◆ ^{しょう} ^{ひと} ^す 障がいのある人が、住んでいるところで ^{げんき} ^く 元気に 暮らすためには、^{ひとり} ^{ひとり} 一人ひとりに合った ^あ ^{けんこう} 健康づくりと ^{あんしん} ^{びょういん} ^い 安心して病院に行けることが ^{ひつよう} 必要です。
- ◆ また、^{いりょうてき} ^{ひつよう} ^{しょう} ^{ひと} ^す 医療的ケアが必要な 障がいのある人が 住んでいるところで生活を ^{せいかつ} ^{せい} するために、^{ほけん} ^{いりょう} ^{ふくし} ^{かんけい} ^{ひと} 保健・医療・福祉に関係している人たちが ^{いっしょ} ^{てつだ} 一緒になって手伝えることが ^{ひつよう} 必要です。

^{おおさかし} ^{おも} 【大阪市がすること（主なもの）】

◇ ^{しょう} ^{ひと} ^す 障がいのある人が、住んでいるところで ^{びょういん} ^い 病院に行くことができるように ^{てつだ} 手伝います。



◇ ^{はな} ^き ^{てつだ} ^{ひつよう} ^{ひと} ^{じゅうしょうしんしんしょう} 話したり、聞いたりすることの手伝いが必要な人や、重症心身障がい ^じ ^{しゃ} ^{しょう} ^{おも} ^{ひと} 児・者（障がいがとても重い人）が ^{きちん} ^{びょういん} ^い と 病院に行くことができるように ^{てつだ} 手伝います。

◇ よく知っているところでリハビリテーション（^{うご} ^{うご} 動きやすくなるための ^{れんしゅう} ^う 練習）が ^う ^{かんけい} ^{ひと} ^{いっしょ} 受けやすくなるよう、関係している人たちが 一緒になって ^{てつだ} 手伝います。

◇ ^{びょういん} ^{いっしょ} ^{いりょうてき} ^{じぎょう} 病院などと一緒になって、医療的ケアができるショートステイ事業を ^ふ 増やします。

◇ ^{しょう} ^{はや} ^{ころ} ^{りょういく} ^う 障がいのある子どもが 早い頃から 療育を受けることができるよう、^{かんけい} ^{ひと} ^{いっしょ} ^{てつだ} 関係している人たちが 一緒になって手伝います。

第3章 目標と福祉サービスの見込み

1 目標

次の5つの目標を 2020（平成32）年度末に できるようにしていきます。

① 施設で生活している人の 地域生活への移行

- ◆ 施設をはなれた生活へ移る人（2017（平成29）年度から 4年間で）154人
- ◆ 施設で生活している人 1,348人 → 1,321人

② 精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築 （精神障がいのある人を 住んでいるところ全体で手伝う やり方づくり）

- ◆ 保健・医療・福祉に 関係している人たちが話し合うようにします
- ◆ 1年より長いあいだ 入院している人 2,253人 → 2,061人
- ◆ 入院後3か月で 退院する人の割合 69% 以上
- ◆ 入院後6か月で 退院する人の割合 84% 以上
- ◆ 入院後1年で 退院する人の割合 90% 以上
- ◆ 地域移行支援を利用して 地域生活へ移る人（3年間で）60人

③ 福祉施設からの 一般就労

- ◆ 福祉施設から 会社での仕事に移る人 788人
- ◆ 就労移行支援を利用する人 1,425人
- ◆ 会社での仕事に移ることができた人が3割以上いる 就労移行支援事業所の割合 50%以上
- ◆ 就労定着支援を利用することで 1年間 働き続けられた人の割合 80%以上

④ 地域生活支援拠点等の整備（よく知っているところでの 生活を手伝う やり方づくり）

- ◆ 区ごとを中心に、事業者が一緒になって 障がいのある人の よく知っているところでの 生活を手伝う やり方づくりを していきます。

⑤ 障がいのあるこどもを手伝う やり方づくり

- ◆ 児童発達支援センターや 保育所等訪問支援で 必要な手伝いができるよう にします。
- ◆ 主に 重症心身障がい児（障がいがとても重いこども）を手伝う 児童発達支援事業所が、これから先も 手伝いができるようにします。
- ◆ 主に 重症心身障がい児（障がいがとても重いこども）を手伝う 放課後等デイサービス事業所を、新しく15人が 利用できるようにします。
- ◆ 医療的ケアの必要なこどもが 手伝わってもらえるよう、2018（平成30）年度 末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの 関係している人 たちが 話し合うようにします。

2 福祉サービスの見込み

○ 訪問系サービス、短期入所

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
きよたくかいご 居宅介護	つき 月に 12,422人、 248,823時間 利用	つき 月に 13,564人、 266,987時間 利用	つき 月に 14,812人、 286,477時間 利用
どうこうえんご 同行援護	つき 月に 1,505人、 38,190時間 利用	つき 月に 1,623人、 40,328時間 利用	つき 月に 1,752人、 42,586時間 利用
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	つき 月に 1,923人、 258,436時間 利用	つき 月に 1,989人、 264,832時間 利用	つき 月に 2,050人、 271,188時間 利用
こうどうえんご 行動援護	つき 月に 371人、 8,064時間 利用	つき 月に 422人、 9,068時間 利用	つき 月に 480人、 10,198時間 利用
たんきにゅうしょ 短期入所	つき 月に 1,257人、 8,083日 利用	つき 月に 1,365人、 8,776日 利用	つき 月に 1,473人、 9,469日 利用

○ 日中活動系サービス

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
せいかつかいご 生活介護	つき 月に 6,555人、 113,729日 利用	つき 月に 6,844人、 118,743日 利用	つき 月に 7,133人、 123,757日 利用
じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練)	つき 月に 48人、 685日 利用	つき 月に 48人、 685日 利用	つき 月に 48人、 685日 利用
じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	つき 月に 352人、 5,518日 利用	つき 月に 392人、 6,090日 利用	つき 月に 432人、 6,662日 利用
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	つき 月に 1,340人、 21,937日 利用	つき 月に 1,534人、 25,278日 利用	つき 月に 1,661人、 27,376日 利用

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
就労継続支援 A型	月に 2,376人、 42,521日 利用	月に 2,676人、 47,891日 利用	月に 2,976人、 53,261日 利用
就労継続支援 B型	月に 4,756人、 73,863日 利用	月に 5,201人、 80,772日 利用	月に 5,687人、 88,324日 利用
就労定着支援	月に 1,112人 利用	月に 1,293人 利用	月に 1,504人 利用
療養介護	月に 325人 利用	月に 325人 利用	月に 325人 利用

○ 居住系サービス、自立生活援助

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
共同生活援助	月に 2,582人 利用	月に 2,867人 利用	月に 3,183人 利用
施設入所支援	月に 1,338人 利用	月に 1,331人 利用	月に 1,324人 利用
自立生活援助	月に 178人 利用	月に 178人 利用	月に 178人 利用

○ 指定相談支援

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
計画相談支援	月に 6,366人 利用	月に 7,413人 利用	月に 8,461人 利用
地域移行支援	月に 35人 利用	月に 35人 利用	月に 35人 利用
地域定着支援	月に 449人 利用	月に 533人 利用	月に 617人 利用

○ しょうがいじしえん 障がい児支援

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
じどうはつたつしえん 児童発達支援	つき 月に 2,745人、 27,294日 利用	つき 月に 3,246人、 32,388日 利用	つき 月に 3,689人、 36,696日 利用
いりょうがた 医療型 じどうはつたつしえん 児童発達支援	つき 月に 34人、 326日 利用	つき 月に 34人、 326日 利用	つき 月に 34人、 326日 利用
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	つき 月に 5,065人、 65,039日 利用	つき 月に 5,803人、 74,733日 利用	つき 月に 6,542人、 84,003日 利用
ほいくしょうとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	つき 月に 114回 利用	つき 月に 136回 利用	つき 月に 158回 利用
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはつたつしえん 児童発達支援	つき 月に 362回 利用	つき 月に 376回 利用	つき 月に 390回 利用
しょうじ 障がい児 そうだんしえん 相談支援	つき 月に 1,125人 利用	つき 月に 1,331人 利用	つき 月に 1,537人 利用
いりょうてき 医療的ケア児を支援 するコーディネーター	1人 を 配置	1人 を 配置	1人 を 配置

○ はつたつしょう 発達障がいのある人等への支援

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
はつたつしょう 発達障がい者 しえんちいききょうぎかい 支援地域協議会	ねん 年に 2回 開催	ねん 年に 2回 開催	ねん 年に 2回 開催
はつたつしょう 発達障がい者 しえん 支援センター	ねん 年に 1,880件 相談を 受ける	ねん 年に 1,880件 相談を 受ける	ねん 年に 1,880件 相談を 受ける
はつたつしょう 発達障がい者 しえん 支援センターと ちいき 地域サポートコーチ	ねん 年に 助言を 645件 研修を 385件 啓発を 3件 する	ねん 年に 助言を 645件 研修を 385件 啓発を 3件 する	ねん 年に 助言を 645件 研修を 385件 啓発を 3件 する

しょう ひと 障がいのある人のためのマーク



しょう しゃ ひと こくさい 障がい者のための国際シンボルマーク

しょう ひと かのた りよう したても の あらわ
障がいのある方にとって、利用しやすい建物などであることを表すマークです。
せかい くに つか
世界の国で使われています。



もうじん こくさい 盲人のための国際シンボルマーク

しかくしょう しゃ あんぜん かんが たても の
視覚障がい者の安全やバリアフリーを考えた建物などにつけられているマークです。
せかい くに つか
世界の国で使われています。



みみ 耳マーク

き ふじゆう あらわ
聞こえが不自由なことを表すマークです。日本に使用されています。



しょう けん ほじょ犬マーク

しんたいしょう しゃ ほじょけん ひろ こくきょうせつ
身体障がい者補助犬のことを広めるためのマークです。公共施設はもちろん、スー
パー、ホテル、レストランなどでも身体障がい者補助犬と一緒に入れます。



オストメイトマーク

じんこうこうもん じんこうぼうこう ひと せつび あらわ
人工肛門・人工膀胱をつけている人（オストメイト）のための設備があることを表
すマークです。



ハート・プラスマーク

からだの ないぶ しょう ひと あらわ
からだの内部に障がいがある人を表すマークです。



ヘルプマーク

てつだい まづか ひつよう がいけん わ かのた まわ ひと
手伝いや気遣いを必要としていることが外見からは分からない方がいます。周りの人
に知らせて、手伝ってもらいやすくなるように作られたマークです。



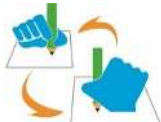
こ くるま 子ども車いすマーク

びょうき しょう つか こ くるま み
病気や障がいのある子どもが使う「子ども車いす」は、ベビーカーに見えにくい
です。周りの人に知らせて、手伝ってもらいやすくなるように作られたマークです。



しんたいしょう しゃひょうしき ひだり ちょうかくしょう しゃひょうしき みぎ 身体障がい者標識（左）・聴覚障がい者標識（右）

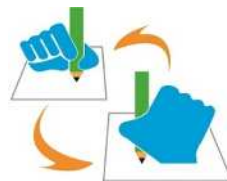
したいふじゆう ちょうかくしょう かのた くるま
肢体不自由・聴覚障がいのある方が車につけるマークです。



しゅわ ひだり ひつだん みぎ 手話マーク（左）・筆談マーク（右）

「しゅわ」や「ひつだん」で対応してほしい、または対応できるということを
あらわ
表すマークです。

しょう ひと
障 がいのある人のためのマーク
し
知っていますか？



うらめん か
(裏面にマークのことが書いています)

はっこう
(発行)

おおさかしふくしきょく しょう しょう しょう しょう
大阪府福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 電話06-6208-8071

おおさかし けんこう
大阪市こころの健康センター

〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階 電話06-6922-8520

おおさかしほけんしよ かんり か
大阪市保健所 管理課

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックスビル10階・11階 電話06-6647-0923